

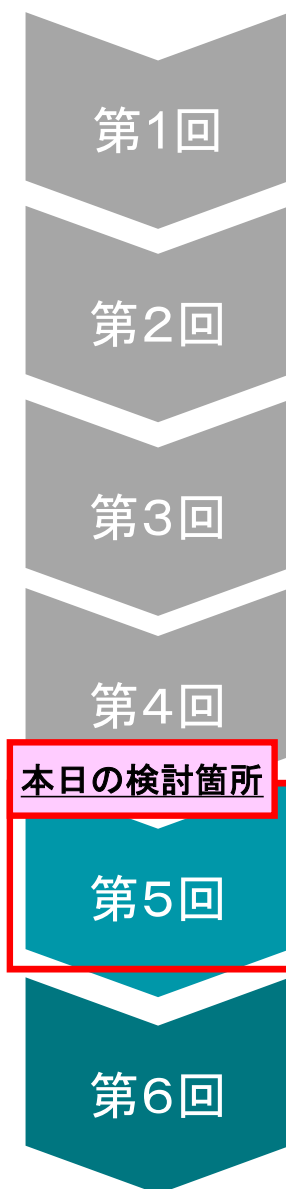
第5回

下水道事業経営に関する研究会

令和7年(2025年)1月27日(月)

滋賀県琵琶湖環境部下水道課

研究会の流れ



① 事業の概要及び課題の共有

- ✓ 滋賀県流域下水道事業の概要と課題を説明し、自由意見をいただきました。

② 事業のこれまでの経緯と処理区間の負担金単価の格差の説明

- ✓ 検討論点を市町が県に対して支払う負担金に絞り、負担金に関するこれまで経緯と、処理区間の負担金単価の格差状況について説明しました。
- ✓ 格差是正方法を検討するうえで必要な情報についてご意見をいただきました。

③ 費用負担の考え方について

- ✓ 流域下水道事業の役割から、費用負担の考え方についてご意見をいただきました。
(1次2次処理・高度処理それぞれに関する負担のあり方など)

④ 負担金単価の算定プロセスについて

- ✓ 単価の算定プロセスを整理するため、算定プロセスに対してご意見をいただきたい。

⑤ 負担のあり方の検討

- ✓ これまでの費用負担の考え方、算定プロセスに関する整理結果を踏まえ、負担のあり方についてどのように考えられるか。

⑥ 研究会の取りまとめ

目次

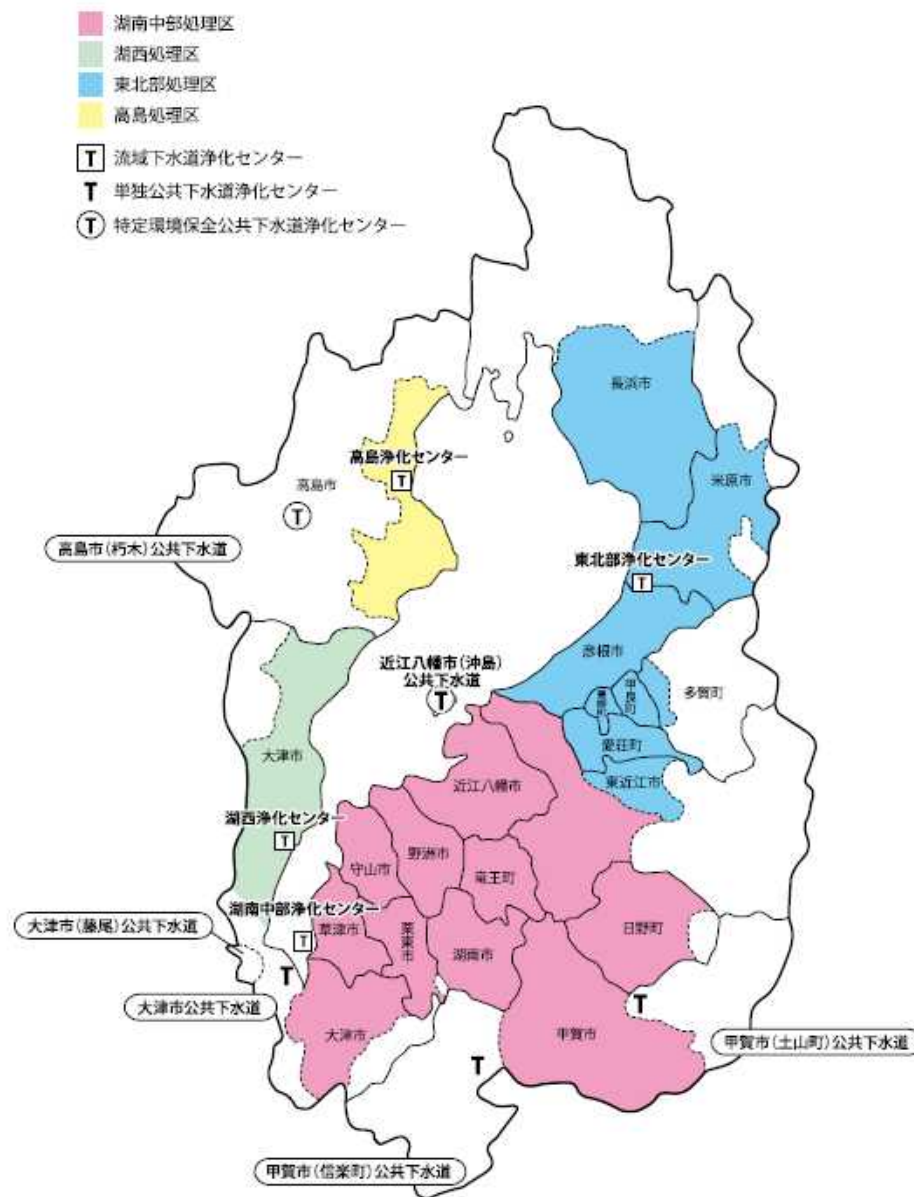
1. これまでの研究会の検討過程	4
2. 今回の論点	10

1. これまでの研究会の検討過程

現状としては琵琶湖周辺流域下水道基本計画をもとに、流域下水道事業を4処理区に区分し、処理区ごとに独立採算制をとっています

4処理区への区分と独立採算制の経緯

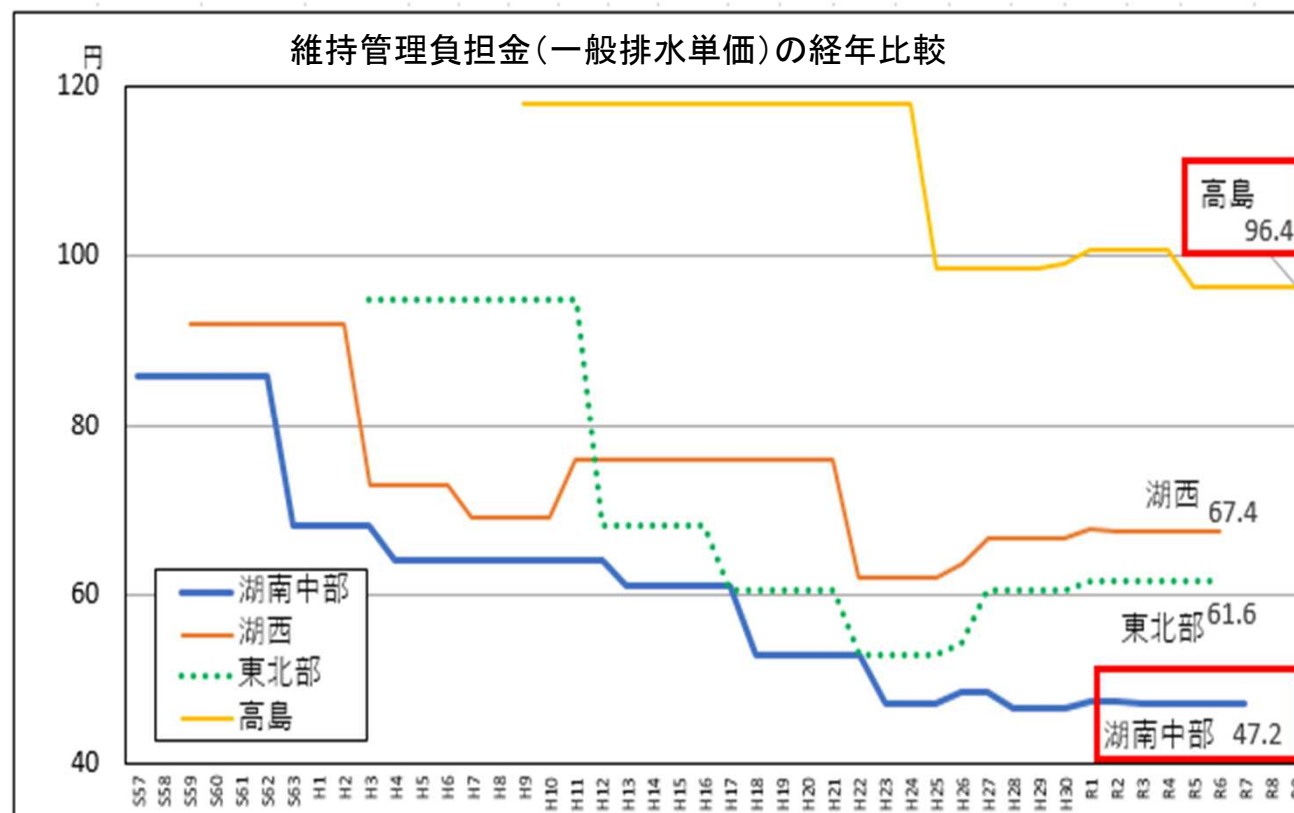
- ✓ 公共用水域の保全と、県民の快適な居住環境を実現するための有効な手段として下水道を位置づけ、「琵琶湖周辺流域下水道基本計画」を1971年度に策定しました。
- ✓ 当該計画において、閉鎖性水域である琵琶湖の水質保全、とくに富栄養化防止や経済的な建設費と供用開始後の維持管理等の視点から処理区の検討が行われ、「湖南中部」「湖西」「東北部」「高島」の4処理区に分けて処理することとなりました。
- ✓ 4処理区それぞれで供用開始の時期が異なること等もあり、処理区ごとの独立採算性がとられています。



処理区ごとの独立採算制を採用している現状において、維持管理負担金単価が最も高い処理区と最も低い処理区で2倍の差が生じています

4処理区間の維持管理負担金単価の状況

(円／水量1m³)



✓ 処理区の規模や供用開始時期、流入水量等の要因により、各処理区の負担金単価が異なり格差があります。

✓ 高島処理区と湖南中部処理区の負担金単価には約2倍の差があります。

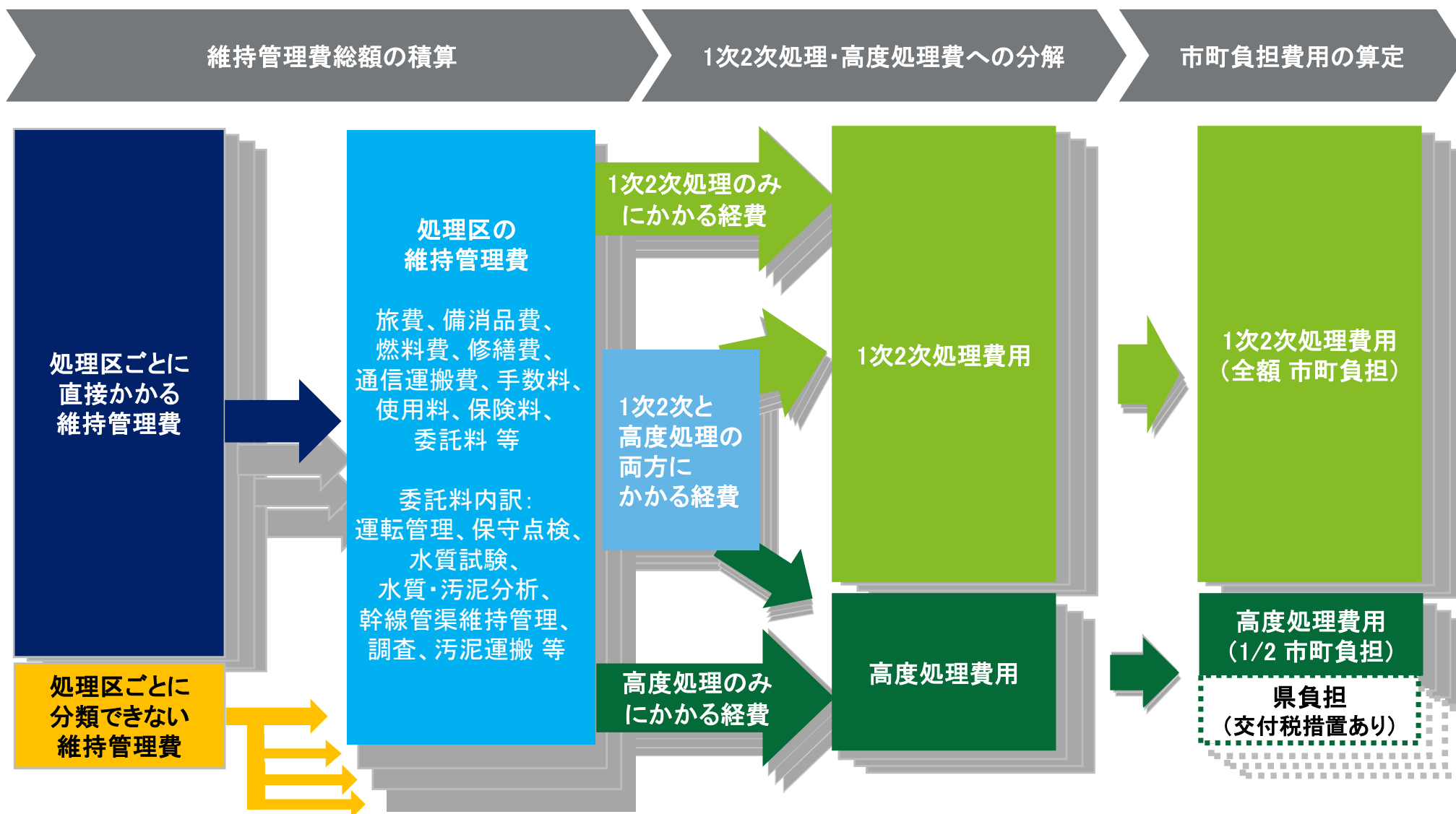


市町の負担金額

維持管理負担金単価 × 使用水量等

現行の負担金の算定プロセスは以下のとおりです

負担金算定プロセス(維持管理費)



県では負担のあり方について次のように考えています

下水道事業の処理方法から見る滋賀県の考え方

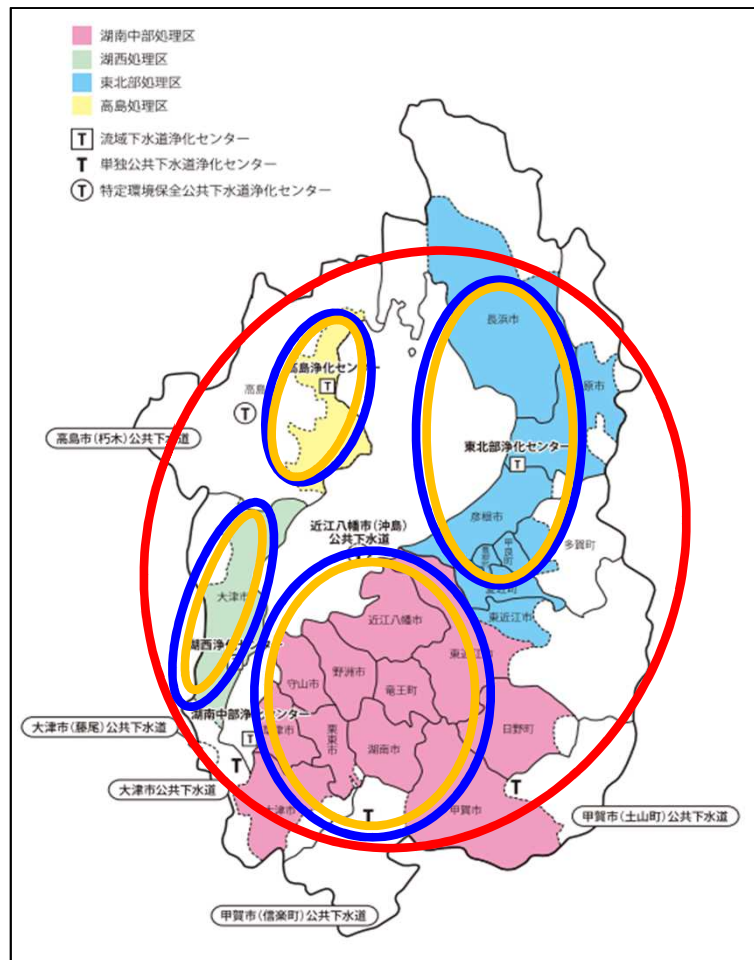
	1次2次処理 (物理的、生物学的に汚水を処理)	高度処理 (1次2次で処理できないものを処理)
①下水処理に対応した役割はなにか？	✓ <u>主に私的役割※</u> (公衆衛生の向上・生活環境の改善)	✓ <u>主に公共的役割※</u> (公共用水域の水質保全等)
②原因者・受益者はだれか？	✓ 原因者:下水道利用者(=市町) ✓ 受益者:下水道利用者(=市町)	✓ 原因者:下水道利用者(=市町) ✓ 受益者:全県民(=県)
③だれが費用を負担すべきか？	✓ 原則として <u>原因者であり受益者である下水道利用者(=市町)</u>	✓ <u>原因者である下水道利用者(=市町)を原則としつつ全県民が受益者であることから一部を公費(=県)で負担</u>
④どの単位で経費を算出すべきか？	✓ 処理単位である <u>処理区ごとに負担すべき費用を算出</u>	✓ <u>高度処理も処理区ごとに行っているため、処理区ごとに負担すべき費用を算出</u>

- ✓ 県としては、各処理区でかかった費用のうち、県で公費負担する部分を除いて、原則的には、各処理区の下水道利用者(住民)が負担すべきものとして市町に負担いただいています。住民が最終的にどれだけ負担するかは市町の政策判断も含むため、本研究会の直接の検討対象ではありません。

※1次2次処理と高度処理はそれぞれ私的役割、公共的役割を有していますが、高度処理については水質保全を目的として実施している側面が強いことを考慮し、1次2次処理は「主に」私的役割に、高度処理は「主に」公共的役割に対応しているものと整理しています。

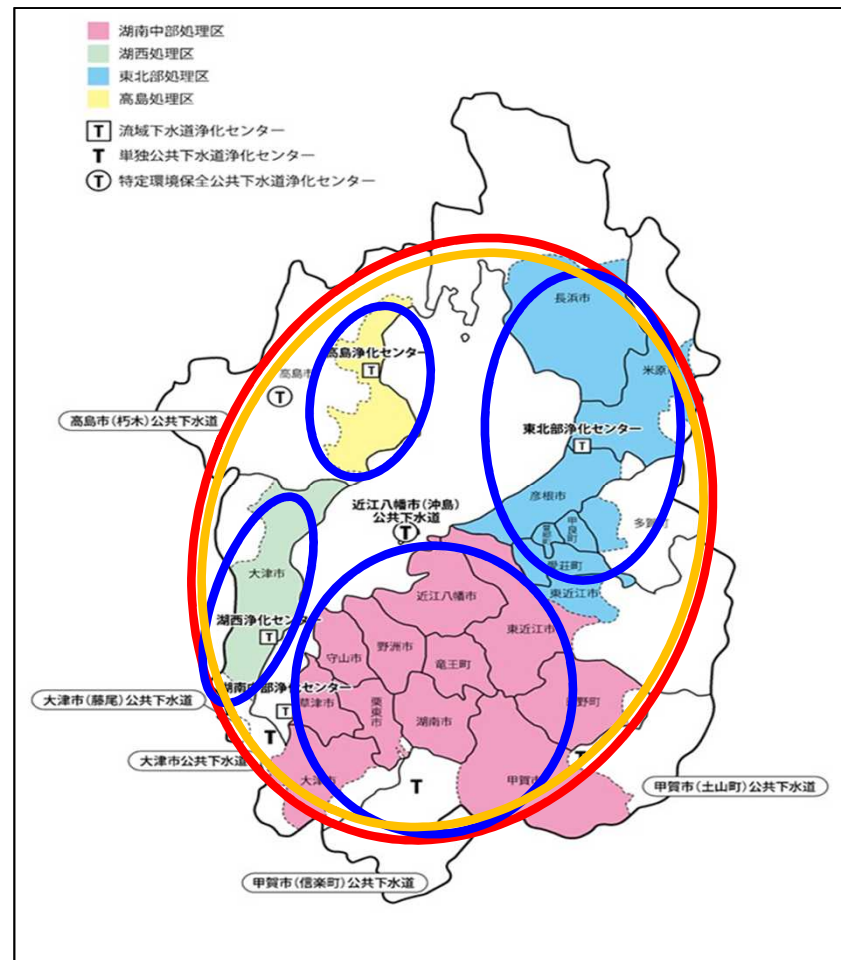
受益者を負担の単位とする場合、高度処理費については処理区全体で負担するという新たな視点をいただきました

高度処理(公共的役割)に係る関係図



✓ 全県民が受益を受けているが、処理区ごとに費用を算出

高度処理(公共的役割)に係る関係図 (新たな視点)



✓ 受益者と負担の単位が整合するように整理した場合のイメージ図

○ 受益者
○ 原因者
○ 負担の単位

2. 今回の論点

高度処理を処理区全体で負担する場合、負担の考え方が以下のとおり変わります

下水道事業の処理方法から見る負担の考え方

	1次2次処理 (物理的、生物学的に汚水処理)	高度処理 (1次2次で処理できないものを処理)
①下水処理に対応した役割はなにか？	✓ <u>主に私的役割※</u> (公衆衛生の向上・生活環境の改善)	✓ <u>主に公共的役割※</u> (公共用水域の水質保全等)
②原因者・受益者はだれか？	✓ 原因者: 下水道利用者 (= 市町) ✓ 受益者: 下水道利用者 (= 市町)	✓ 原因者: 下水道利用者 (= 市町) ✓ 受益者: 全県民 (= 県)
③だれが費用を負担すべきか？	✓ 原則として <u>原因者であり受益者である下水道利用者 (= 市町)</u>	✓ <u>原因者である下水道利用者 (= 市町) を原則としつつ全県民が受益者であることから一部を公費 (= 県) で負担</u>
④どの単位で経費を算出すべきか？	✓ 処理単位である <u>処理区ごとに負担すべき費用を算出</u>	✓ <u>高度処理も処理区ごとに行っているため、処理区ごとに負担すべき費用を算出</u>

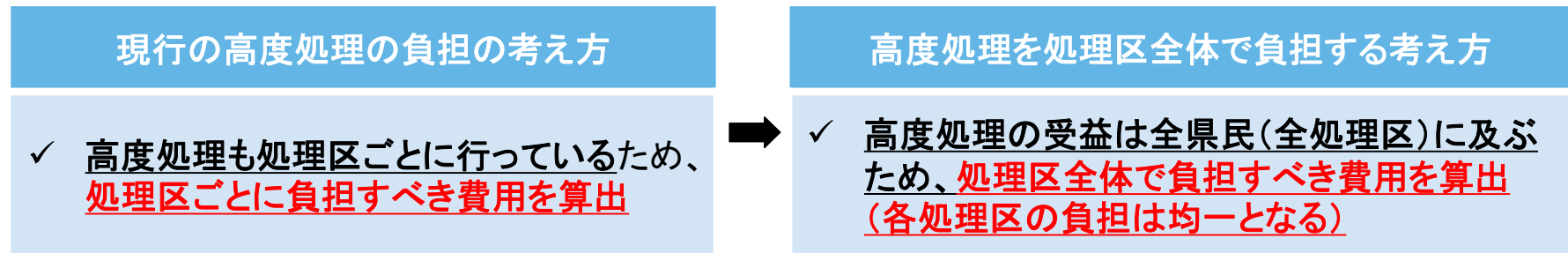


高度処理を処理区全体で負担する考え方の場合

- ✓ 高度処理の受益は全県民(全処理区)に及ぶため、処理区全体で負担すべき費用を算出(各処理区の負担は均一となる)

第5回研究会において検討したい論点は以下のとおりです

- ① 高度処理にかかる経費の算出単位を、処理区ごとではなく、処理区全体とする新たな考え方ができること
- ② 負担の考え方を変えることに対する整合性



- ③ 負担の考え方を変える場合、検討や整理すべき項目

[これまでに意見のあった項目]

- ・受益の限度の範囲
- ・下流域の負担の整理
- ・過去の高度処理負担の整理